

甲斐の うまい水だより

甲斐市上水道課 ● 甲斐市篠原2534番地1
電話 ● 055 (276) 0734 FAX ● 055 (276) 2177

No.
20

2018.9

水道事業では、地方公営企業法に基づき、独立採算制をとっています。事業経営に必要な経費は、税金ではなくお客さまからいただいている水道料金でまかっています。

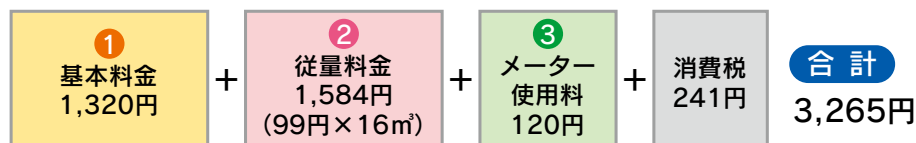
水道料金のしくみ

水道料金は、「基本料金」と使用水量に応じた「従量料金」と水道メーターの口径別に定められた「メーター使用料」の合計額に消費税を加えた額となります。



水道料金の計算方法

口径13mmのメーターが設置してあるご家庭で、2ヶ月の使用料が市平均使用量36m³の場合を例に計算すると以下ようになります。



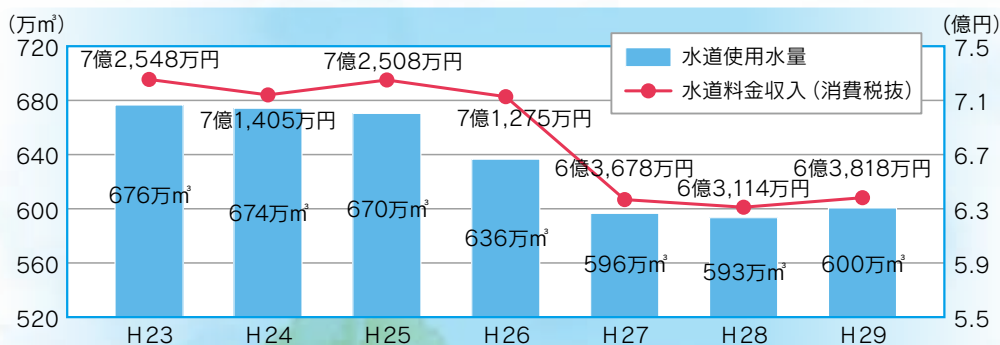
お手元に届いた検針票に記載されている使用水量をもとに計算してみてください。
※公共下水道を利用されている世帯は、別途下水道使用料がかかります。

【2ヶ月計算/税抜】

基本料金	従量料金 (1m ³ 毎)				口径	13mm	20mm	25・30mm	40mm	50mm
	① 20m ³ まで	② 21~40m ³	41~80m ³	81~120m ³		121m ³ 以上	メーター 使用料	③		
1,320円	99円	121円	143円	165円		120円	240円	260円	500円	2,600円

水道料金収入は年々減少しています

人口減少や節水器具の普及、節水意識の高まりなどから、経営の根幹である水道料金収入は年々減少しています。また、老朽化した施設の更新整備費用などが増加傾向にあり、経営状況はますます厳しくなることが想定されています。



甲斐市水道審議会を設置 ～適正な水道料金の見直しについて諮問～

「甲斐市第2次水道ビジョン」をもとに、平成28年度に中長期的な経営の基本計画である「甲斐市水道事業経営戦略及びアセットマネジメント計画」を策定しました。施設の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しています。将来に

亘って安全で安心な水の供給確保と災害時における安定的な給水の確保を目指し、事業を推進していかなければなりません。しかし、現水道料金では事業を計画的に推進することは難しい状況であるため「適正な水道料金」について審議することとなりました。

審議会の詳しい情報は、市ウェブサイトにも掲載しています。(https://www.city.kai.yamanashi.jp/docs/2018072000024/)

甲斐市水道審議会 検索

水道週間を実施しました

第60回 水道週間全国統一スローガン

～水道水 安全 おいしい 金メダル～

水道週間とは、毎年6月1日から6月7日までの間、水道水の安定供給と水道についてみなさんに関心を持ってもらうことを目的とした全国的な取り組みです。

上水道課（水道事務所）では、水道週間の活動として公共施設の出張点検や水道施設の見学会を行いました。



出張点検

甲斐市管工事協同組合にご協力いただき、市内にある公共施設の水道設備の無料点検を行いました。

水道施設見学

市内の小学校4年生が社会科見学で上水道課（水道事務所）を訪れました。班毎に別れ、水源の施設やポンプなどの機械を順番に見学し、水がどのようにして家庭に届くのか、学びました。



検定満期を迎える水道メーターの交換について

水道メーターは計量法により、8年に一度検定を行うことと定められています。

市では検定にあたり、古いメーターを新しいものと交換し、回収する業務を業者に委託しています。交換の費用は無料ですので、ご安心ください。

ただし、宅内において漏水等がある場合、所有者様ご負担で直していただくかなければなりません。メーター交換とは異なる業務ですので、ご注意ください。

近年、市役所等をかたる不審者が増えてきています。判別のため、市が発行した身分証明書を委託業者へ交付しています。ご不明の場合は、業者へ身分証の提示を求めたり、上水道課（水道事務所）（☎055-276-0734）まで問い合わせください。



**水道メーターの
検針にご協力
ください**

上水道課（水道事務所）では2か月に1度、メーターの検針を行っています。

検針月の決められた期間中に検針にお伺いします。天候などにより多少ずれることがあります。検針をすることで、気づかない漏水を発見することもできます。

- メーターボックスの上に物を置かないでください
- 犬などの動物は離れた場所をお願いします